



寄附金について

【個人が支払った寄附金の控除】

特定公益増進法人である公益財団法人日本宇宙少年団にご寄附いただいた場合は、確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。

- 個人が、特定公益増進法人に対し特定寄附金を支出したときは、寄附金控除として所得金額から控除されます。

寄附金控除（所得控除） 寄附金控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

特定寄附金の額の合計額

※特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

～控除を受けるための手続き～

- 寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- 寄附金の受領書を交付いたします。申告書に添付いただくか、申告書提出の際にご提示ください。

特定寄附金とは

特定公益増進法人に対する寄附金で、公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するものをいいます。

公益財団法人に対する寄附金はこれに該当します。

【法人が支払った寄附金の損金算入】

特定公益増進法人である公益財団法人日本宇宙少年団への寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。

- 会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- 1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- 2) 特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の合計金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。